明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

作所、株式会社小坂鉄工所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三技、株式会社三光製作所、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社関山、株式会社高木化学研究所、高木工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社ＴＥＫＮＩＡ、東洋航空電子株式会社、株式会社西村製作所、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、株式会社名光精機、菱輝金型工業株式会社、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、今井航空機器工業株式会社、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、ＡＰＣエアロスペシャルティ株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、有限会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社佐々木製作所、誠和工業株式会社、槌屋ティスコ株式会社、天龍コンポジット株式会社、東邦テナックス株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、ナブテスコ株式会社、日本プレス工業株式会社、早川工業株式会社、株式会社水野鉄工所、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、株式会社和興、ＮＴＮ株式会社、大起産業株式会社、株式会社トピア、株式会社南条製作所、扶桑工機株式会社、三重樹脂株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百五銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社第三銀行、岐阜信用金庫、大垣信用金庫、関信用金庫、碧海信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター及び国立大学法人名古屋大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　医薬品等に関する輸出入手続きの電子化実証実験事業、先端的研究開発推進施設整備事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　浜松市

二　地域活性化総合特別区域の名称　未来創造「新・ものづくり」特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　京都府及び京都市

二　地域活性化総合特別区域の名称　京都市地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～５０００万人感動都市へ～

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　特定伝統料理海外普及事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市

二　地域活性化総合特別区域の名称　あわじ環境未来島特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市

二　地域活性化総合特別区域の名称　あわじ環境未来島特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百九十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　静岡県

二　地域活性化総合特別区域の名称　ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三一〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）　（配送料別）